

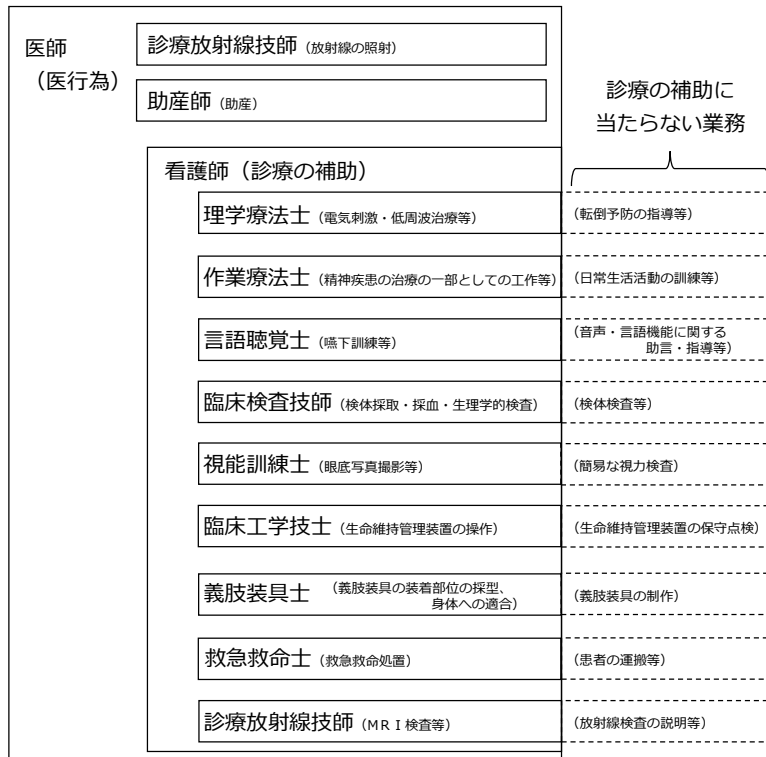
医行為範囲の明確化等について (ご要望関係事項)

医行為を行うことができる者について

医行為とは

ある行為を行うにあたり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為は医行為とされ、当該行為を反復継続する意志をもって行うことは「医業」にあたる。医師法第17条においては、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされており、医師以外の者が医業を行うことはできないとされている。

※「医行為」と「診療の補助」の体系図



診療の補助とは

医事法制上、医行為について、自身の判断により実施することができるのは医師に限定されている。

しかしながら、看護師等(※1)も医学的判断及び技術に関連する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的な能力を有していることにかんがみ、一定の医行為(診療の補助)については、その能力の範囲内で実施できるか否かに関する医師の医学的判断を前提として、看護師等も実施することができることとされている。

また、医療関係職種(※2)については、看護師及び准看護師の業務独占を一部解除する形で、診療の補助の一部を実施することができる。

※1 保健師、助産師、看護師及び准看護師

※2 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士 等

これまでの検討について

平成17年通知

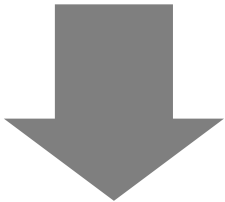
「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」

介護現場等において医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為でないと考えられるものを整理

規制改革実施計画

(令和2年7月17日閣議決定)

「平成17年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する。」



- ・ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要あり
- ✓ 関係者等への調査を通じて、医行為であるか否かを明確化すべき具体的な行為を洗い出し
- ✓ 洗い出した行為について、有識者等の意見を踏まえつつ、検討を実施

令和4年通知

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」

平成17年通知に記載のない行為のうち、医療機関以外の介護現場で実施されることが多いと考えられる行為であって、原則として医行為ではないと考えられるもの（19項目）を整理

(例)

- 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為を除く。）及び記録を行うこと
- 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと

医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（抄）

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを業とする者をいう。

第31条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第32条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第37条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸^{かん}を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

（平成17年7月26日付け医政発0726005号厚生労働省医政局長通知、令和4年12月1日付け医政発1201第4号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。